

令和 6 年 度 事 業 報 告

令和 6 年度三重県司法書士会事業報告

第 1 はじめに

【能登半島地震における対応】

2024年1月1日、午後4時10分ごろ、最大震度7の石川県能登半島を震源とした能登半島地震が発生し、約1年が経過しました。2024年12月24日時点での能登半島地震の被害は、死者が489人（うち災害関連死261人）、全壊家屋は6,445棟にのぼります。

そこで、中部ブロック会では、石川県司法書士会及び富山県司法書士会を中心に能登地方において、現地での相談会を開始しました。

三重県司法書士会（以下、「本会」という。）においても、現地での相談担当日に会員のご協力により、復旧・復興の一助として相談会に参加していただき感謝申し上げます。

会員の皆様、ご協力ありがとうございました。

【法改正等】

令和6年4月1日から相続登記申請の義務化がスタートしました。これは、「不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請を義務付ける。」また、「正当な理由がないのにその申請を怠った時は、10万円以下の過料に処することとする。」となりましたが、この義務履行をしたものとみなす相続人申告登記については登記官が申請義務違反の事実を把握しても、直ちに裁判所への通知（過料通知）は行わず、あらかじめ申請義務を負う者に催告を実施する。又「正当な理由」が認められる類型も定められています。更に「正当な理由」に該当しない場合であっても「登記官が個別事情を丁寧に確認して判断する。」とされているため相続人申告登記については、慎重に進めていただきますようお願い申し上げます。

他に、令和6年4月1日から施行された不動産登記法においては、「外国に居住する所有権の登記名義人の国内連絡先・会社法人等番号の登記事項化」、「ローマ字氏名の併記」、「旧姓の併記」、「DV被害者の保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例」が施行されました。民法・不動産登記法の一部改正に伴い、令和6年4月から開始された実務の取扱い等についても本会において研修会を開催しました。

【相続登記及び所有者不明土地並びに空き家対策促進事業】

津地方法務局との共催として、津市及び四日市市において、相続登記や遺言書保管等について説明会及び相談会を開催しました。

相続登記に関する相談は、相続登記の申請義務化に伴い、三重県内の市町において急増していることが報告されています。本会としても「総合相談センター」に寄せられる相談についても増加傾向にあります。

昨年度より三重県29市町を訪問し、相続登記の義務化、所有者不明土地建物管理人制度等について説明会を開催しました。

この新たな管理人制度については、四日市市、鈴鹿市から推薦依頼を受けています。

令和6年度においても、継続事業として、空き家ネットワークみえと連携をはかり、空き家の相談事業や支援法人等について活動を行いました。

また、相続人調査については、法務省における所有者不明土地解消プランにおける相続調査業務を落札、自治体（市町村）との相続人調査業務の協定を締結し、会員の皆様に協力していただきました。

令和6年度、相談並びに相続人調査業務を担当していただいた会員の皆様のご協力に感謝いたします。

【リーガルサポート三重支部との連携】

リーガルサポート三重支部とは令和6年度も研修事業を共催で行い、また理事会等では毎回報告を頂くなど、1年間互いの情報交換をしてきました。また津家庭裁判所との協議においても本会及びリーガルサポート三重支部と共に参加し、対応等方針を検討しました。

また、リーガルサポート三重支部の事務委託料については、リーガルサポート本部の提案どおりで、事務委託契約を締結しました。

【政治連盟等との連携】

三重県議会、与党及び野党に対する要望を政治連盟及びリーガルサポート三重支部とともに行いました。

本会からは、相続登記申請の義務化に伴い、多くの市民の不安感を払拭するために三重県及び市町役場内に司法書士と連携した相談ブースの設置や、戸除籍謄本等の郵送請求に対して、速やかな対応を要望しています。

【三重県司法書士会館の大修繕】

三重県司法書士会館は昭和63年8月新築以来、本年で築37年を迎え、老朽化により会館内外において多くの修繕箇所が見受けられました。

そこで令和6年度の本会定時総会において、三重県司法書士会館の耐震工事及び不具合の部分並びに会館の現在地におけるハザードマップ等により大規模災害への対応も視野に入れ、下記のとおり三重県司法書士会館の大修繕を行うことを承認可決していただきました。

工事内容については、大きくは2回に分けて①耐震補強が必要な箇所の耐震工事②会館付近のハザードマップによる南海トラフ地震（震度7程度）等が発生した場合の、地震発生から2時間以内に津波が到達し3m程度の浸水となるため、会館1階にある会員の登録事項等の重要データの破壊、また1階に非常口（非常口設置には多額の費用が必要）がないため、職員に身の危険が生じる恐れがあるため、事務局機能を非常口のある2階へ移動する工事です。

以下、令和6年度 会館大規模修繕工事日程

1. 令和6年 7月16日（火） 第1期工事着工（主に会館2階の大規模改修・修繕工事）
2. 令和6年 9月19日（木） 第1期大規模改修・修繕工事仕上げ検査
3. 令和6年 9月25日（水） 第1期2階修繕工事完了に伴う消防検査
4. 令和6年 9月30日（月） 第1期工事完了（引き渡し）
5. 令和6年10月 5日（土）～8日（火）事務局2階へ引越し
6. 令和6年10月 7日（月）～8日（火）事務局引越しに伴う業務休止
7. 令和6年10月15日（火） 第2期工事着工（1階耐震補強工事）
8. 令和6年12月 4日（水） 第2期耐震補強工事仕上げ検査
9. 令和6年12月10日（火） 第2期耐震補強工事完了（引き渡し）
10. 令和7年 2月15日（土）～16日（日） 会館低压引込改修工事
（中部電力による外線・トランス増強工事及び高压キュービクル撤去、低压引込改修工事实施・完了）

上記日程において、令和6年度会館大規模修繕・耐震補強工事は完了しました。
会員の皆様、ご協力ありがとうございました。

【苦情等への対応】

本年度においても、多数の苦情が本会並びに法務局に持ち込まれました。中でも本人確認等の苦情が多く見受けられたことから、各会員が本人確認等の業務の在り方を再点検していただくとともに、犯収法第4条における取引時に確認する事項が設けられている関係から、本人確認等に関する検討を行い、「三重県司法書士会会員が行う本人確認等に関する指針」を策定し、本人確認の在り方等の研修により周知しました。

懲戒事案については、数件の請求がありました。この懲戒請求は、「何人も」行うことができ、原則として、司法書士法、司法書士法施行規則、日本司法書士会連合会会則及び司法書士会会則等に違反した場合ですが、これらの法律や会則等個々の条項には直接違反していない行為でも「司法書士の品位を損なう非行」に該当すれば懲戒の事由になりますので、職務の内外を問わない点に注意が必要です。

また、平成16年6月、司法書士倫理が制定されてから20年が経過し、その間、司法書士の業務自体大きく変わってきていたことから、2019年（令和元年）の司法書士法改正によって司法書士法第1条で「法律事務の専門家として国民の権利を擁護し、自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」が司法書士の使命であると法律上宣言しました。これにより、社会的責任がより一層大きくなってきました。そこで、この20年の間に拡大された業務や20年前にはなかった業務を含め、より具体的に司法書士業務の行為規範に示すこととして、旧司法書士倫理を新たにした司法書士行為規範を制定したものです。

行為規範に定められた規定に違反した行為が直接懲戒事由を構成するものではありませんが、司法書士法第2条に定められている、司法書士としての「公正かつ誠実に」業務を行う義務との解釈においては、行為規範を遵守した行為（行動）であったかは問題となります。

なお、民事上の責任を問う場面についても（過誤事件等）司法書士の注意義務の具体的な内容として参照されることもあり得ると思われ、したがって、行為規範についても懲戒事件や民事上の過誤事件等と関係がないわけではないと考えられます。

そこで、懲戒並びに司法書士行為規範等についても、会員や補助者の皆様が十分に理解していただけるよう研修会を開催しました。

苦情等担当の役員並びに職員については、日常業務を離れ、相当長い時間、苦情対応していただきありがとうございました。

また、綱紀調査委員会の皆様には、多大なご負担をいただき誠にありがとうございました。

【その他】

近年、司法書士試験合格者の平均年齢が高齢化しています。令和6年度の合格者の平均年齢は41.50歳で、30代から40代が約6割を占めています。（10年前の合格者の平均年齢は32歳。）

なお、最年少合格者は20歳、最年長合格者は73歳でした。

司法書士試験の受験者は、学歴や年齢に関係なく受験できる反面、若年者層は高等教育機関等を卒業後、社会に出てから受験する傾向があり、若年者（学生等）らにとっては、日常生活において法律自体馴染みが薄いことから、司法書士試験のイメージがしづらいという難点があります。

しかし、企業等に就職後、社会人としての経験を積んでいく過程で、実際の仕事と法律が直結している部分も多く、工作上自然と法律について知識を深めることで、受験勉強を始める傾向があります。

今までは、若年者層（高校生、大学生等）に対して、司法書士は不動産・商業登記手続や成年後見事務、財産管理等業務、多重債務者の救済などの日常生活における法的手続や法的助言を行う重要な役割を担う専門職であり、その魅力を十分に伝え切れていないと考えられます。

司法書士の魅力について高校生、大学生等に対して、司法書士は「身近な法律家」としての

魅力を広く周知するため活動を組織的に行ってこなかったことが原因の一つに挙げられます。

司法書士制度が抱える問題として、司法書士試験の受験者数（合格者）、特別研修の受講者、資格内資格、司法書士の都市集中に伴う地方の司法書士会の維持・運営、その他多岐にわたっており、大げさではなく司法書士制度の将来において、危機的な状態を招く前に、高等教育機関（高等学校・大学等）との積極的な連携をはかり、20歳代、30歳代の若い司法書士を増やしていくことは喫緊の課題です。

司法書士試験の若年者層の受験者数（合格者）が減少傾向にある理由

1. 学生の思考として安定志向が強い（公務員等の安定した職種）
2. 一般企業の就活状況の改善（ただし、希望している企業等へ就職できる確率は低い）
3. 少子高齢化に伴う新規受験参加者層の減少
4. 高等教育機関等の教員の司法書士に対する知名度の低さ

高等学校や大学・大学院等に直接赴いて、司法書士業務の講義等を行うことは、今までにはない司法書士を周知できる広報効果も見込めることとなり、一人でも多くの学生や職員に司法書士を周知してもらい、現役学生が司法書士試験に受験してもらえる環境を整備したい。

以上連合会から司法書士会へ、大学等の授業として司法書士業務の講座に組み入れるよう、大学等と積極的に連携を図ることが提案されました。

そこで、本会においても、三重大学に対して毎年一回講義を行っており、更に他の大学に対しても積極的に連携をはかる予定です。

現在全国の会員数は微増している状態です。

しかし、三重県司法書士会においては2017年会員数258名、8年後の2024年の会員数は243名となり15名減少しています。

ちなみに三重弁護士会はここ10年で会員数が100人以上増加しており約200名に、行政書士会についても会員数は増加しています。

本会においても、司法書士の人的資源の確保は本会の存続のためには最も大きな課題であり、現在の状況を放置すれば、会員数の減少による様々な諸問題の発生が予想されるため、早急に会員増加のための対策が必要です。

第2 通常報告

事業執行にあたっては、各部に部長及び副会長を配置し、各委員会には担当理事を配置し、それぞれに付託された事業の執行を行いました。

特定部門・各委員会等の設置状況及び構成員等は別紙（資料Ⅰ 各部・各委員会名簿一覧）掲載のとおりです。

令和6年度の事業報告は以下のとおりです。

総 務 部

〔 古市英也、後藤慶法、柴田良彦、坂尻憲二 〕

1. 三重県司法書士会の規則・規程・指針等の改正作業等
 - (1) 01 会則 R6. 11. 12 一部改正
 - (2) 11 職印の届出及び証明等手続規程 R6. 10. 29 一部改正
 - (3) 12 会員証及び司法書士徽章に関する規程 R6. 10. 29 改正
 - (4) 12-② 会員証徽章再交付申請書 R6. 10. 29 改正
 - (5) 12-2 会館入館用 I Dカードに関する規程 R6. 10. 1 新設
 - (6) 31 経理規程 R6. 12. 12 改正
 - (7) 40 補助者に関する規程 R6. 11. 1 改正
 - (8) 41-① 災害対応基本マニュアル R6. 12. 29 新設
2. 令和6年6月26日 会館での避難訓練の実施
3. 司法書士会館内の感染症対策の検討・実施
4. 会員専用ページの管理・運用
5. 司法書士業務賠償損害保険契約の締結
6. 職務・会務に関する問い合わせの対応

財 務 部

〔 木内洋介、笠原幸枝、和田全功、村木大真 〕

事業計画に基づき、会財務の健全性を維持するため以下のとおり種々の確認、検討を行った。

1. 予算収入の状況及び執行状況の把握と検討
 - (1) 効率的な予算執行のため、定額会費等の収入状況及び毎月の支出状況を確認し、適切な予算執行に努めた。
 - (2) 適正な予算執行を図るため、各部各委員長等へ執行状況等の提供を適宜行った。
2. 財務内容の検討
 - (1) 一般会計及び会館特別会計の安定的な会財務運営に資するため、毎月の決算書等を確認し、年度末の決算書等により年間における財務内容の検討を行い、健全な資産の維持に努めた。
 - (2) 支出の抑制を堅持しながら、充実した事業執行が可能な予算編成を検討した。
3. 会館の維持・管理等
 - (1) 会館及び付帯設備の定期的な保守点検・修繕等を例年通り行った。
 - ①貯水槽清掃点検
 - ②消防設備の点検
 - ③会館エレベーターの保守
 - (2) 経年による会館及び付帯設備の修繕等を計画的に行うため、優先順位等諸条件について総合的に検討した結果、令和6年度は、以下のとおり修繕等を行った。
 - ①会館屋上の低圧引込改修工事（高圧受変電設備撤去を含む）（令和7年2月）。
 - (3) 特別検討事項
 - ①耐震診断の結果を基にし、今後も会館を維持管理していくうえで不可欠な耐震補強工事を行った。
 - ②会館内外周辺の災害及び会館内の防犯対策を踏まえた、レイアウトの変更を伴う大修繕工事を行った。
 - ③上記①②に関連し、会館の什器備品等の入れ替えを、優先順位を定め、費用等を勘案しながら行った。
 - (4) その他
 - ①会務システム「土連」導入に伴い、顧問税理士の指導の下、支払科目の見直しを行った（一般会計）。

②会館大規模修繕及び耐震補強工事等に伴い、顧問税理士の指導の下、支払科目の見直しを行った（会館特別会計）。

研 修 部

〔 諸岡伸亮、鑑元理恵子、清水 誠、中川雄介、中村亮太、和氣愛子、
小林香里、中川 幸、濱田憲治郎 〕

令和6年度は事業計画に基づき、以下の通り事業を行った。

1. 会員研修・単位制

令和6年

8月24日（土）午後1時～午後4時 視聴通信研修（ZOOM）

「綱紀調査に関する研修会」

9月21日（土）午後1時～午後5時 視聴通信研修（ZOOM）

「相続財産清算人、不在者財産管理人、所有者不明土地管理人の実務」

10月19日（土）午後1時～午後4時20分 集合研修 ※日司連配信を視聴

「休眠担保権等抹消の実務 ～令和3年改正対応！～」

11月 9日（土）午後1時～午後5時 視聴通信研修（ZOOM）

「不動産登記周辺の税務」～相続税・贈与税・譲渡所得税～

「戸籍謄本・住民票の写し等の交付請求について」

12月 7日（土）午後1時～午後6時 集合研修 ※日司連配信を視聴

「遺産分割事件の実務を深める1 ～調停審判実務の視点から」

「遺産分割事件の実務を深める2 ～特別受益、寄与分」

「遺産分割事件の実務を深める3 ～不動産登記実務」

12月21日（土）午後1時～午後5時 視聴通信研修（ZOOM）

「無戸籍者に対する法的支援」

「一般的な刑事手続の基本と司法書士業務について」

令和7年

1月25日（土）午後1時～午後5時 集合研修

「冬季ディスカッション研修」

3月 8日（土）午後1時～午後4時 集合研修

「マイナンバーカードと登記実務」ーマイナンバーカードの動向と本人確認ー

3月15日（土）午後1時～午後5時 集合研修

「暴力団等による不当要求の被害防止について」

「違反行為等の防止に係る司法書士倫理」

2. 会員研修・年次制

令和6年

9月 7日（土）午後1時～午後5時 集合研修（DVD 教材有り）

9月15日（日）午後1時～午後5時 Zoom による Web 研修 （DVD 教材有り）

3. 新人研修・配属研修

令和7年 3月 3日から6週間 1名配属

4. 財産管理人名簿（地裁用・家裁用）登載要件研修会

令和6年 9月21日（土）午後1時～午後5時 視聴通信研修（ZOOM）

「相続財産清算人、不在者財産管理人、所有者不明土地管理人の実務」

5. 部会

令和 6年 7月18日（ZOOM）

令和 7年 2月27日（ZOOM）

6. 研修会 DVD レンタル事業

利用者 28 名

7. その他

令和 6 年

5 月 29 日 研修履歴情報更新

7 月 5 日 令和 6 年度用地補償実務担当者登記研修会(三重県県土整備部主催)へ講師派遣

11 月 15 日 遺言・相続登記に関するイベント(津地方法務局主催)へ講師派遣

12 月 2 日 令和 6 年度 司法書士試験合格者向け登録説明会開催

令和 7 年

1 月 15 日 Legal Garden 更新

広 報 部

〔 日々野正英、天野真一、成田 剛、藤田 卓、岡本仁志、石井裕二、
前川明彦、中川雄介、三崎雅広、安川浩二、西岡 遼 〕

1. 広報事業（対外広報）

（1）「相続登記はお済ですか月間」の実施

相続登記への関心が高まっていることを受け、当会では数年ぶりの実施となるが、令和 7 年 2 月を「相続登記はお済ですか月間」とし、次の 2 つの企画を実施した。

① 支部相談会の実施

県内の各支部に協力を要請し、各地で対面による相談会を開催した。ご協力いただいた支部の皆様にはあらためて厚く御礼申し上げたい。

【桑員支部】 日時 2 月 15 日（土）10：00～16：00

場所 いなべ市大安公民館 相談件数 20 件

【四日市支部】 日時 2 月 22 日（土）9：00～13：00

四日市市地場産業振興センターじばさん 相談件数 13 件

【鈴亀支部】 日時 2 月 8 日（土）9：30～12：00

鈴鹿市男女共同参画センタージェフリーすずか 相談件数 13 件

【伊賀支部】 日時 2 月 8 日（土）13：00～16：00

場所 伊賀市文化会館 ※相談会当日大雪のため中止

【伊勢支部】 日時 2 月 22 日（土）10：00～16：00

伊勢市生涯学習センターいせトピア 相談件数 24 件

② 中日新聞協賛広告の実施

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部との共催により、中日新聞への協賛広告の掲載を実施した。今期は 102 名の会員（法人会員を含む。）から協賛を得て、令和 7 年 1 月 18 日（土）の朝刊に 1 面広告を掲載した。

（2）津まつりブース出展

前年度に引き続き、津まつりへのブース出展を行った。今年は天候にも恵まれ、朝から多数のお客様にご来場いただいた。ノベルティグッズとして作成した、当会のマスコットキャラクターであるみっしーくん・みーほちゃんをプリントしたオリジナルトートバッグも好評だった。来場者アンケートは 394 件を回収することができた。本企画は、30～40 代の若年層にアクセスできるという点で大変貴重であり、今後も継続していくべき企画であると再認識した。

日 時：令和 6 年 10 月 13 日（日）9：30～14：30

場 所：津まつり 弁護士会館前会場

出展内容：○ 司法書士認知度調査（簡単なアンケート）

○ 主に子ども向けのお楽しみ企画（おかしつかみ取りゲーム）

○ 広報リーフレット及びノベルティグッズの配布

来 場 者：約４００組

(3) 大学生向け制度広報の実施

三重大大学の協力を得て、下記のとおり、大学生向けに司法書士業務を紹介する講義を行った。参加した学生は２７名でした。参加者の中には予定時間を過ぎてからも熱心に質問にきてくれた学生さんもいて、充実した講座となった。毎年協力いただいている三重大大学の稲垣准教授からも好評をいただいております、今後も継続して実施していきたい。

日 時：令和６年１２月４日（水）１０時３０分～１２時００分

講義名：「司法書士紹介講座 in 三重大学」

講 師：戸谷円会員（四日市支部）、日々野正英会員（鈴亀支部）

(4) その他

①各支部と協力して、相談会または市民向け広報誌への掲載等の広報活動を実施した。また、支部広報活動費の一部を本会より支援し、広報活動の拡大に努めた。

②当会ウェブサイトを活用した広報活動を実施するとともに、ウェブサイトの維持管理に努めた。

2. 広報事業（対内広報）

(1) 速報みえの発行

理事会議事概要報告、新入会員紹介及び広報部活動報告を内容として、計１７号を発行した。

3. その他の事業

(1) 既存事業の見直し

本年度実施した各事業について、その内容について協議し、次年度以降の開催の有無や内容について協議を進めた。

(2) 部会の開催

今年度は下記の日程で部会を開催した。

第１回 令和６年 ４月１６日 司法書士会館

第２回 ７月 ２日 司法書士会館

第３回 ８月 ５日 Web 会議

第４回 １１月１７日 Web 会議

市民法律支援事業部

〔 天野民愛、鈴木尚文、長谷川 洋、水谷元彦、玉置善人、
岩城厚子、余谷浩義、戸谷 円 〕

1. 相続登記義務化に伴い、相談の対応強化のための総合相談センターの拡充・IT化などの検討

総合相談センター相談員の減少を受け、相談日時の検討を行った結果、について、継続して検討を行った結果、相談日時を以下のとおり変更した

面談相談 毎月第１・第２・第３水曜日 １３：３０～１６：３０

電話相談 毎月第１・第２・第３水曜日 １３：３０～１６：００

2. 総合相談センターの運営

①総合相談センターの令和６年度の年間相談総数は３４０件（詳細は別表）。

②本年度は、会館大修繕に伴い令和６年７月から令和７年１月まで総合相談センターの無料面談相談を休止した。

休止に伴いチラシを１０００部作成し、チラシは「津まつり」と法務局との共催の相談会で配布した。

3. 司法アクセス困難地域における巡回相談会の開催

①令和６年６月２２日（土）熊野市民会館 【相談件数３件】

相談員：紀州支部 舟根和夫会員、須川裕充会員

②令和6年9月28日（土）熊野市民会館 【相談件数1件】

相談員：紀州支部 庄司幸会員、須川裕充会員

③令和7年3月15日（土） 【相談件数5件】

相談員：紀州支部 畑中義孝会員、須川裕充会員

4. 日司連から要望される各種相談会への協力

本年度は修繕工事により会館が使用できない期間があったこと及び、法務局との共催による相談会等三重県司法書士会による独自の相談会を例年より多く開催したために、日司連から要望される各種相談会への協力は行わなかった。

5. 日本司法支援センターとの連携及び法律扶助の利用促進

法テラスの副所長や法律扶助審査委員の派遣等により従来どおりの連携を維持した。

6. 親子法律教室の開催準備

広島司法書士会へ親子法律教室の見学を行った。

日付：3月21日・22日 広島司法書士会

参加会員：堀木博貴会員、小林聖仁会員、戸谷円会員、小林香里会員、曾根康寛会員

7. 消費者出前講座および相続出前講座等の法教育事業

(1)「司法書士アクセスブックよくわかる相続」が改訂されたことに伴い、相続出前講座の講師原稿を全面改訂した。

(2)「相続」に関する出前講座を次のとおり開催

①令和6年6月4日 鈴鹿市愛宕公民館 参加者36名

講師：國井英紀会員

②令和6年10月11日 四日市市八郷地区 午前と午後の2回開催

講師：成田剛会員

③令和7年1月15日 鈴鹿市清和公民館 参加者14名

講師：國井英紀会員

(3)児童養護施設で法律教室を開催

令和6年11月16日 エスペランス四日市

参加会員：日々野正英会員、天野真一会員、戸谷円会員、天野民愛会員

(4)中学校における法律教室に講師として参加

令和6年12月16日 東員中学校

参加会員：水谷公孝会員、戸谷円会員、天野民愛会員

8. 三重県多重債務対策協議会、市役所等の行政機関、法務局など他団体との連携および事業の協力

①令和6年11月15日開催 「いい遺言の日」相続・遺言書講演及び相談会

時間：13時30分～16時 会場：津法務局

相談員 鈴木哲也会員、田中亜以会員、鈴木尚文会員、小倉恵子会員

②令和6年11月30日開催 「相続・遺言」相談会

時間：13時～16時 会場：トナリエ四日市4階

相談員：川島真一会員、加藤孝裕会員、水谷元彦会員

③令和6年度「借金のお悩み電話相談」

開催場所：三重県消費生活センター

日時：令和6年12月14日（土）10：00～16：00

相談員：小林聖仁会員、中島謙二会員

相談件数：11件

日時：令和6年12月22日（日）10：00～16：00

相談員：山田雅之会員、長谷川洋会員

相談件数：7件

- ④令和6年度第9回消費生活相談員等勉強会へ講師派遣
令和6年12月18日 三重県栄町庁舎3階研修室
「多重債務相談を中心とした司法書士の業務事例」 講師：天野真一会員
- ⑤「無料相談会時における事件の直接受任に関する指針」の検討及び無料相談会での相談ブースに備え置くための資料の作成を行った。
9. 生活困窮者支援への助成制度、その他会員の業務についての助成制度の検討、創設、運営経済的困窮者支援を行った会員に対する助成事業を行った（申請件数1件）

特 別 委 員 会

非司法書士排除委員会 [玉置善人、安田怜史、寺尾幸久、近澤美千代、上田郁雄]

1. 委員会

令和6年10月22日に集合で会議を行った。

2. 司法書士法施行規則第41条の2の規定に基づく調査

令和6年度は、津地方法務局から三重県土地家屋調査士会に委嘱があり、当会への委嘱はなかった。1年ごとに交互に委嘱される予定であり、次年度は委嘱がある予定。

3. 非司法書士行為の監視

令和6年10月2日に伊勢新聞にて、空き家活用株式会社と紀宝町が連携協定を締結し「紀宝町アキカツカウOUNTER」について、「窓口では空き家の所有者や相続者が、空き家活用株式会社の「空き家専門アドバイザー」に、相続登記から家財の整理まで電話で無料相談できる。」との報道がされ、紀宝町には、相続登記について空き家活用株式会社の「空き家専門アドバイザー」に回付していないことを確認し、伊勢新聞に対し、記事の訂正を申し入れたところ、記事が削除された。「紀宝町アキカツカウOUNTER」への対応については、日本司法書士会連合会に報告した。

4. 非司法書士行為の予防のための広報物の作成

非司法書士業務を行うと司法書士法違反になるという啓発グッズとして、三重県土地家屋調査士会と合同でポスターとチラシを作成し、津地方法務局に対し掲示依頼を行った。

空家等対策委員会

[小林聖仁、水谷公孝、水谷勝哉、小泊真麻、石井裕二、
中島謙二、村上眞吾、山本 衛、西村直人、中瀬幸志]

1. 委員会の開催 令和6年 7月25日

令和6年10月 7日

令和7年 1月10日

2. 各地域での対応状況の把握

空き家対策協議会への司法書士の参画は、県内10市6町。

（桑名市、四日市市、朝日町、津市、亀山市、伊賀市、名張市、松阪市、明和町、大台町、多気町、紀宝町、玉城町、鳥羽市、伊勢市、志摩市）

津地方法務局と市町回り

- 令和6年 9月10日 度会町 司法書士会から3名出席
 令和6年 9月10日 玉城町 司法書士会から4名出席
 令和6年 9月10日 南伊勢町 司法書士会から3名出席
3. 空き家等対策に関する業務委託契約締結
 令和6年 4月30日 志摩市との所有者等調査業務委託契約締結
 令和6年 5月29日 朝日町との所有者等調査業務委託契約締結
4. 他団体および行政機関との連携
 令和6年 5月 8日 空き家ネットワークみえからの専門相談対応（津市）
 令和6年 5月 8日 空き家ネットワークみえからの専門相談対応（鈴鹿市）
 令和6年 6月 日 三重県の農業経営相談所に相談員8名を推薦
 令和6年 7月17日 空き家ネットワークみえからの専門相談対応（津市）
 令和6年 8月21日 三重県空き家等対策連絡会議出席
 令和6年 9月 9日 四日市市に2名で訪問（相続人調査打ち合わせ）
 令和6年 9月18日 東員町に訪問（会員名簿配布）
 令和6年10月31日 空き家ネットワークみえ会議に3名出席
 令和6年11月13日 紀宝町役場基盤整備課が来訪 4名で応対
 令和6年12月26日 伊賀市に1名で訪問（エンディングノートの配布）
 令和7年 1月28日 空き家ネットワークみえからの専門相談対応（津市）
 令和7年 2月 6日 東員町に1名で訪問（管理不全土地建物管理人の打ち合わせ）
 令和7年 2月13日 伊賀市に2名で訪問（相続人調査、管理人の申立打ち合わせ）
 令和7年 2月20日 四日市市に6名で訪問（相続人調査、管理人の申立打ち合わせ）
 令和7年 2月25日 空き家ネットワークみえ会議に3名出席
 令和7年 3月 6日 伊賀市に2名で訪問（相続人調査打ち合わせ）
5. 研修会等への参加
 令和7年 2月 3日 日司連 改正空家特措法および自治体連携に関する
 全国空き家担当者会議①に2名 WEB 出席
 令和7年 2月 7日 日司連 改正空家特措法および自治体連携に関する
 全国空き家担当者会議②に1名 WEB 出席
 令和7年 2月10日 日司連 改正空家特措法および自治体連携に関する
 全国空き家担当者会議③に1名 WEB 出席
 令和7年 2月21日 日司連 改正空家特措法および自治体連携に関する
 全国空き家担当者会議④に1名出席
6. 研修会等への講師派遣
 令和6年 8月21日 令和6年度三重県空き家等対策連絡会議（全体会議）にて委員が司
 法書士会の情報提供、取組みを紹介
 令和6年10月19日 名張市住まいの活用相談会と同時開催の市民講座にて委員が講師を
 担当
7. 相談会への相談員派遣等
 令和6年 6月 8日 志摩市空き家相談会
 令和6年 7月13日 伊賀市 ワンストップサポート空き家相談会①
 令和6年10月12日 四日市市空き家相談会
 令和6年10月19日 名張市 名張市住まいの活用相談会
 令和6年11月16日 津市空き家相談会
 令和6年12月 1日 桑名市空き家・住宅相談会
 令和6年12月 1日 鈴鹿市空き家相談会
 令和6年12月 8日 松阪市・多気町空き家相談会
 令和7年 2月 8日 伊賀市 ワンストップサポート空き家相談会②